

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第 19 号）

○件 名 交番勤務日誌についての保有個人情報部分開示決定に係る審査請求について

○開示請求等の状況

- 1 開示請求年月日 令和元年 6 月 13 日
- 2 開示請求の内容 110 番通報した件に関する県警察が記録した文書。同伴について、出動した富山中央署の警察官が報告した内容が判るもの。決裁書を含む
- 3 決定年月日 令和元年 6 月 25 日
- 4 決定内容 部分開示決定
- 5 審査請求年月日 令和元年 7 月 11 日
- 6 審査請求の内容 非開示理由が条例に合致していないので、審査請求人に係る保有個人情報について条例の定めによる部分開示を求める。
- 7 諮問年月日 令和元年 7 月 25 日
- 8 答申年月日 令和 2 年 1 月 9 日

○答 申 の 概 要

<審議会の結論>

非開示とされた箇所の一部には、単なる事実の記載であり、かつ、審査請求人が既に知り得ている情報（以下「既知情報」という。）が記載されている。非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる既知情報については、条例に定める非開示理由のいずれにも該当しないことから、開示することが妥当であると判断する。